

消防署への届出は、焼却等の行為を許可するものではありません。

火災とまぎらわしい行為を消防機関が把握するための届出です。

届出を受理しても、焼却等の行為を許可するものではありません。

ごみ（廃棄物）の野外での焼却（野焼き）は法律により禁止されています。

ごみ（廃棄物）の焼却（ドラム缶・ブロック囲い等を含む）は、一部の例外を除き、禁止されています。（違反者には罰則が科せられます。）

※家庭から出るごみも、野外で焼却せずに、必ず市町の「ごみ出しルール」を守って出しましょう。

※廃棄物の処理について不明な点がある場合は、市町の廃棄物担当課へお問い合わせください。

<焼却禁止の例外>

- (1) 河川管理のために伐採した草木の焼却
- (2) 災害時の応急対策、凍霜害防止のための稲わらの焼却など
- (3) 農業等においてやむを得ないものとして行われる焼き畑、もみ穀、下枝の焼却など
- (4) しめ縄、門松を燃やす左義長など
- (5) たき火（落ち葉）、キャンプファイヤーなど

※例外とされる行為に該当する場合でも、苦情等があれば焼却を中止して下さい。

<焼却をする際の注意事項>

- (1) 可燃物の近くでは、焼却を行わないこと。
- (2) 風の強い日には焼却をしない。風向きに注意する。
- (3) 少しずつ燃やす。（一度に多量の焼却をしない。）
- (4) 水バケツなどの消火用具を必ず準備する。
- (5) 燃えつきるまで決してその場を離れない。

（燃えつきたと思っても再燃する場合があります。完全に消えたか確認し、必要に応じて水をかけて消火しましょう。）

- (6) 煙や灰などがご近所迷惑にならないように、配慮して行う。

<火災とまぎらわしい煙又は火炎を發するおそれのある行為の届出について>

届出様式または電話により、最寄りの消防署へ届出してください。

【届出に関する問い合わせ先】

岐阜中消防署	058-262-7165	岐阜南消防署	058-272-2012
岐阜北消防署	058-231-5308	瑞穂消防署	058-327-0119
山県消防署	0581-22-0119	本巣消防署	058-324-0119